

一般財団法人身元保証等高齢者サポート機能評価機構 定款

設立趣旨

超高齢社会を迎えている我が国において、高齢者、特に後期高齢者の増加は著しく、社会問題が顕在化している。なかでも高齢単身者の増加がその深刻さを増幅させている。我が国においては、死亡は家族の存在を前提に制度化されており、高齢単身者の死亡を想定してこなかった。したがって、この課題が突如として、何の手がかりもない形で社会問題化する可能性が高い。こうした背景もあり、身元保証等高齢者サポート事業を行う組織・団体が誕生し、活動を活発化している。これらは今後の社会インフラとして不可欠でありながら、その業務内容・契約のあり方などセーフティネットとしては未整備で不十分である。

一方で、医学において「死」は敗北であり、「死」「看取り」に関する教育に真剣には取り組んでこなかった。ターミナルケア（終末期）という言葉で主に看護領域では議論されてきたものの、本来、「最期」の決定権をもつ「本人」の意思を尊重するシステムが十分でないため、医療者にとって患者の「最期」の選択は、決定権を行使できる「家族」の存在なしには不可と言える状況にある。そのために「家族」とは何かの議論も必要とされている。

これらの社会状況に鑑み、特に深刻な問題を抱える高齢単身者のサポート事業が、社会インフラとして機能するよう事業者の健全な育成を目指し、本法人を設立するものである。

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般財団法人身元保証等高齢者サポート機能評価機構と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を **東京都中野区** に置く。

2 この法人は、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、高齢者等を対象とした身元保証や日常生活支援、死後事務等に関するサービスを提供する事業形態、すなわち身元保証等高齢者サポート事業を行う組織・団体が活動を活発化しているなかで、公平・中立・科学的な第三者機関として、信頼に足るサポート

体制に基づく事業実施の有無、セーフティネットとしての観点から見た業務内容・契約のあり方について評価し、もって身元保証等高齢者サポート事業の適正な運営を確保することにより国民の健康と福祉の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 高齢者のセーフティネットとしての身元保証等サポートあり方に関する研究
- (2) 身元保証等サービスの評価に関する事業
- (3) 高齢者サポートサービス等の評価に関する事業
- (4) 死後事務サービス等の評価に関する事業
- (5) 周死期における医療・介護の教育に関する事業
- (6) 従事者における教育・研修に関する事業
- (7) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項各号の事業は、日本全国において行うものとする。

第3章 資産及び会計

(財産の抛出)

第5条 設立者は、別表第1記載の財産を、この法人の設立に際して抛出する。

(基本財産)

第6条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な別表第1の財産は、この法人の基本財産とする。

2 基本財産は、評議員会において別に定めるところにより、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第7条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第8条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに代表理事が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度の終了するまでに間備え置くもの

とする。

(事業報告及び決算)

第9条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置きするとともに、定款を主たる事務所に備え置きするものとする。
- (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
 - (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

第4章 評議員

(評議員の定数)

第10条 この法人に、評議員3名以上7名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第11条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

- 2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。
- (1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。
 - イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族
 - ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - ハ 当該評議員の使用人
 - ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

ヘ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であつて、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人

⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第1項第9号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

（評議員の任期）

第12条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第10条に定める定員に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員の報酬等）

第13条 評議員に対して、各年度の総額が100万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従つて算定した額を、報酬として支給することができる。

第5章 評議員会

(構成)

第 14 条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第 15 条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の変更、処分又は除外の承認
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 16 条 評議員会は、定時評議員として毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に年 1 回開催するほか、臨時評議員会は必要がある場合に開催する。

(招集)

第 17 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

2 評議員は、代表理事に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(招集の通知)

第 18 条 代表理事は、評議員会の開催日の 7 日前までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目的である事項及び議案の概要を記載した書面により招集の通知を発しなければならない。

2 前項にかかわらず、代表理事は、あらかじめ評議員の書面又は電子メール等の電磁的方法（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第 92 条が定める電磁的方法をいう。以下同じ。）による承諾を得て、書面による前項の通知の発出に代えて、電磁的方法により招集の通知を発することができる。ただし、評議員の承諾は、評議員に対しあらかじめ招集通知に用いる電磁的方法の種類及び内容を示して得なければならない。

3 前 2 項にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、評議員会を開催することができる。

(議長)

第 19 条 評議員会の議長は、その評議員会において、出席した評議員の中から選出する。

(決議)

第 20 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (3) 定款の変更
- (4) 基本財産の変更、処分又は除外の承認
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 24 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第 21 条 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第 22 条 理事が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第 23 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 議長及び議事録作成者は前項の議事録に署名又は記名押印する。

第 6 章 役員

(種類及び定数)

第 24 条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3 名以上 6 名以内
 - (2) 監事 1 名以上 3 名以内
- 2 理事のうち、1 名を代表理事とする。
 - 3 代表理事以外の理事のうち、3 名以内を一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 197 条が準用する第 91 条第 1 項第 2 号に規定する業務執行理事とすることができる。

(役員を選任)

第 25 条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(役員等の制限)

- 第 26 条 この法人の理事のうちには、理事のいずれか 1 名及びその親族その他特殊な関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。
- 2 この法人の監事には、この法人の理事（親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び評議員（親族その他特殊の関係がある者を含む。）並びにこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。
 - 3 この法人の評議員のうちには、理事のいずれか 1 名及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数、又は評議員のいずれか 1 名及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、評議員総数（現在数）の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。また、評議員には、監事及びその親族その他特殊の関係がある者が含まれてはならない。
 - 4 他の同一団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして法令で定める者である理事の合計数は、理事総数（現在数）の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。監事についても、同様とする。

(理事の職務及び権限)

- 第 27 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
 - 3 代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度に 4 ヶ月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

- 第 28 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第 29 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第 24 条第 1 項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 30 条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第 31 条 理事及び監事は、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(責任の免除又は限定)

第 32 条 この法人は、役員（役員であった者を含む。）の一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 198 条において準用する同法第 114 条第 1 項の規定により、同法第 111 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

- 2 この法人は、理事（業務執行理事又はこの法人の使用人でないものに限る。）及び監事との間で、前項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を、理事会の決議によって、締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第 7 章 理事会

(構成)

第 33 条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第 34 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第 35 条 理事会は、代表理事が招集する。

2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第 36 条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(決議)

第 37 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第 38 条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第 39 条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第 27 条第 3 項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第 40 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

(株式の議決権行使)

第 41 条 この法人が保有する株式（出資）について、その株式（出資）に係る議決権を行使する場合には、あらかじめ理事会において理事総数（現在数）の 3 分の 2 以上の承認を要する。

第 8 章 定款の変更及び解散

（定款の変更）

第 42 条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第 3 条及び第 4 条及び第 11 条についても適用する。

（解散）

第 43 条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

（残余財産の帰属）

第 44 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条 17 号に掲げる法人であつて租税特別措置法第 40 条第 1 項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

（剰余金の非分配）

第 45 条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第 9 章 事務局

（事務局の設置等）

第 46 条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長及び重要な職員は、代表理事が理事会の承認を得て任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、代表理事が理事会の決議を得て、別に定める。

第 10 章 公告の方法

（公告）

第 47 条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第 11 章 補則

(法令の準拠)

第 48 条 本定款に定めのない事項はすべて法人法その他の法令に従う。

附 則

(設立者の名称、住所)

1 設立者の名称、住所は次のとおりである。

住所：東京都中野区中野 2-2-3

名称：特定非営利活動法人 地域の包括的な医療に関する研究会

(設立時評議員)

2 この法人の設立時評議員は、次のとおりとする。

設立時評議員 浅香えみ子、太田祥一、栗原正紀、木幡美子、橋本廸生

(設立時理事、設立時業務執行理事、設立時代表理事、設立時監事)

3 この法人の設立時理事、設立時業務執行理事、設立時代表理事、設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事 木澤晃代、長谷川範子

設立時業務執行理事 有賀 徹

設立時代表理事 新田國夫

設立時監事 木村政之、金子輝男

(最初の事業年度)

4 この法人の最初の事業年度は、この法人成立の日から令和 5 年 3 月 31 日までとする。

(最初の事業年度の事業計画及び予算)

5 この法人の最初の事業年度における事業計画及び収支予算は、第 8 条の規定にかかわらず、設立者の定めるところによる。

別表 1：設立者が拠出する財産及び価額・基本財産

設立者	設立者住所	財産の種別	数量等
特定非営利活動法人 地域の包括的な医療 に関する研究会	東京都中野区中野 2-2-3	金銭	金 300 万円

○役員等一覧

理事	新田國夫	(代表理事) 日本在宅ケアアライアンス理事長・ 全国在宅療養支援医協会会長・医療法人社団つくし会理事長
	有賀 徹	(業務執行理事) 独立行政法人 労働者健康安全機構理事長
	木澤晃代	公益社団法人 日本看護協会常務理事
	長谷川範子	弁護士
監事	木村政之	元国民生活金融公庫副総裁・前日本製薬団体連合会理事長 元厚生労働省総括審議官
	金子輝男	公認会計士
評議員	浅香えみ子	東京医科歯科大学病院看護部長
	太田祥一	医療法人社団親樹会 恵泉クリニック院長
	栗原正紀	一般社団法人是真会 長崎リハビリテーション病院理事長
	木幡美子	フジテレビビジョン CSR・SDGs 推進室/厚生労働省厚生科学審議会委員
	橋本廸生	公益財団法人 日本医療機能評価機構理事
事務局	野口英一	(事務局長)